

# ○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について

(昭和60年10月15日60畜B第2928号 農林水産省畜産局長、水産庁長官)

改正 平成3年6月3日 3畜B第1113号

平成19年4月10日 18消安第13845号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和60年農林水産省令第47号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（昭和60年10月15日農林水産省告示第1557号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件の一部を改正する件（昭和60年10月15日農林水産省告示第1558号）、飼料の公定規格の一部を改正する件（昭和60年10月15日農林水産省告示第1560号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づく検定の方法を定める件の一部を改正する件（昭和60年10月15日農林水産省告示第1561号）が昭和60年10月15日付けで公布されたので、下記事項に留意の上、その運用について遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 改正の要旨

#### 1 告示関係

##### (1) 飼料添加物を定める件の改正について

ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、飼料添加物として、アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びポリアクリル酸ナトリウムの4品目（以下「粘結剤」という。）、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステルの4品目（以下「乳化剤」という。）、ミネラルであるペプチド鉄、抗生物質であるアボパルシン、合成抗菌剤であるクエン酸モランテル、呈味料であるサッカリンナトリウム並びに着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）（以下単に「着香料」という。）の計13品目が新たに指定された。

粘結剤及び乳化剤は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号。以下「規則」という。）第1条第1号の用途に供することを目的として、ペプチド鉄は同条第2号の用途に供することを目的として、アボパルシン、クエン酸モランテル、サッカリンナトリウム及び着香料は同条第3号の用途に供することを目的として用いられるものとして指定されたものである。

ただし、ポリアクリル酸ナトリウムは、農業資材審議会の審議において粘結効果とともに豚の成長促進効果が認められるとされたことから、規則第1条第1号の用途以外に同条第3号の用途で豚を対象とする飼料に用いることもできるとされている。

イ 合成抗菌剤であるカプリロヒドロキサム酸並びに抗生物質であるマカルボマイシン、マンガンバシトラシン及び硫酸フラジオマイシンの計4品目について、飼料添加物としての指定が取り消された。

今回指定を取り消された4品目は、農業資材審議会において飼料添加物の見直しの結果、指定を取り消すことが適当とされたものである。

(2) 農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件の改正について

飼料添加物として新たに指定されたクエン酸モランテルについては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第2条第2号の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤として指定された。

また、飼料添加物としての指定が取り消されたカプリロヒドロキサム酸については、同号の指定が取り消された。

(3) 飼料の公定規格等の改正について

ア 飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）のうち、鶏用配合飼料の公定規格が日本飼養標準・家禽（1974年版）の改訂等を踏まえて改められた。

イ また、りん成分量の検査能率の向上を図るため、同告示中備考1の（6）のりん成分量の定量方法について、供試品に加える試薬液が王水から塩酸に改められるとともに、検定の方法を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第757号）の第2の6検査方法の第1章の第3節の8のBに定める試料液の調製についても、灰化物に注加する試薬液が塩酸及び硝酸から塩酸に改められた。

## 2 省令関係

(1) 別表第1について

ア アボパルシン

（ア）別表第1の1の（1）の表にアボパルシンが追加され、鶏（ブロイラーを除く。）を対象とする幼すう用飼料及び中すう用飼料並びにブロイラーを対象とする前期用飼料及び後期用飼料（以下この項において「対象飼料」という。）並びにうずら（産卵中のものは除く。）を対象とする飼料以外の飼料は、アボパルシンを含んではならないこととされるとともに、対象飼料が含むことができるアボパルシンの量は、飼料1トン当たり7.5～20グラム（力価）とされた。また、アボパルシンを含む飼料は、産卵中の鶏若しくはうずら又は食用を目的としてと殺する前7日間の鶏若しくはうずらに使用してはならないこととされた（別表第1の1の（1）及び同1の（3）のイの（イ））。

（イ）別表第1の1の（2）のウの表の第3欄にアボパルシンが追加され、アボパルシンは、飼料を製造する場合において亜鉛バシトラシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンボン酸スピラマイシン、エンラマイシン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、チオペプチン、バージニアマイシン、フラボフォスフォリポール、ポリスチレンスルホン酸オレアンドマイシン及びリン酸タイロシンのいずれとも併用してはならないこととされるとともに、畜産農家段階においても併用が禁止されることとなった（別表第1の1の（2）のウ並びに同1の（3）のエ及びオ）。

#### イ クエン酸モランテル

(ア) 別表第1の1の(1)の表にクエン酸モランテルが追加され、豚を対象とするほ乳期用飼料及び子豚期用飼料（以下この項において「対象飼料」という。）並びにうずら（産卵中のものは除く。）を対象とする飼料以外の飼料は、クエン酸モランテルを含んではならないこととされるとともに、対象飼料が含むことができるクエン酸モランテルの量は、飼料1トン当たり30グラムとされた。

また、クエン酸モランテルを含む飼料は、産卵中のうずら又は食用を目的としてと殺する前7日間の豚若しくはうずらに使用してはならないこととされた（別表第1の1の(1)及び同1の(3)のイの(イ)）。

(イ) 別表第1の1の(2)のウの表の第2欄にクエン酸モランテルが追加され、クエン酸モランテルは、飼料を製造する場合においてデストマイシンA及びハイグロマイシンBのいずれとも併用してはならないこととされるとともに、畜産農家段階においても併用が禁止されることとなった（別表第1の1の(2)のウ並びに同1の(3)のエ及びオ）。

#### ウ マカルボマイシン、マンガンバシトラシン、硫酸フラジオマイシン及びカプリロヒドロキサム酸

(ア) 別表第1の1の(1)の表からマカルボマイシン、マンガンバシトラシン、硫酸フラジオマイシン及びカプリロヒドロキサム酸に関する部分が削除された。

(イ) 別表第1の1の(2)のウの表からマカルボマイシン、マンガンバシトラシン、硫酸フラジオマイシン及びカプリロヒドロキサム酸が削除された。

#### エ サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウム

(ア) 別表第1の1の(1)の表中サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムを含むことができる飼料として、牛を対象とする肥育期用飼料が追加されるとともに、当該飼料が含むことのできるサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムの量は、それぞれ飼料1トン当たり20グラム（力価）及び30グラム（力価）とされた。

また、サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛を対象とする肥育期用飼料は、食用を目的としてと殺する前7日間の肥育牛に使用して差し支えないこととされた（別表第1の1の(1)及び同1の(3)のイの(イ)）。

(イ) 飼料一般の表示の基準が改正され、サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用飼料の使用上の注意事項として「1 生後おおむね6月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起しやすいため注意すること。）。2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。」の文字を表示しなければならないとされた（別表第1の1の(5)のイの(ク)）。

#### オ チオペプチン

別表第1の1の(1)の表中対象飼料が含むことができるチオペプチンの量が、次のように改正された。

区分	単位	対象飼料	ブロイラー用		豚用	
		鶏（ブロイラーを除く。）用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用
改正後	g力価	幼すう用・中すう用	2～10	2～10	2～20	2～10
改正前	g力価		0.6～10	0.6～10	1～20	1～20

## カ 粘結剤及び乳化剤

新たに飼料添加物として指定された粘結剤4品目及び乳化剤4品目の飼料に表示する名称については、それぞれ粘結剤及び乳化剤とすることができるとされた（別表第1の1の（5）のイの（注）の1）。

### (2) 別表第2について

#### ア 飼料添加物一般の表示の基準

新たに指定された飼料添加物のうち、着香料については、有効成分名及び含量の表示を要しないこととされた。

また、粘結剤（カゼインナトリウムを除く。）及び乳化剤については各条の成分規格に定量法が定められていないが、これらは製造用原体の含有率を重量パーセントで表示することとされた（別表第2の4の（2）のカ）。

#### イ 飼料添加物一般の試験法等

飼料添加物の指定等に伴い、飼料添加物の一般の試験法として液体クロマトグラフ法及び1、4-ジオキサン試験法の追加並びに抗生物質の力価試験法の改正がなされたほか、飼料添加物一般の試験法等に用いる標準品、試薬・試液等の追加又は削除がなされた（別表第2の5及び6）。

#### ウ 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

飼料添加物の指定及び取消しにより当該飼料添加物について、成分規格等の設定又は削除がなされた。また、既指定のビタミンであるL-アスコルビン酸、イノシトール、塩化コリン、塩酸ピリドキシン、シアノコバラミン、硝酸チアミン及びDL-パントテン酸カルシウム、ミネラルである塩化カリウム、乳酸カルシウム、ヨウ化カリウム及び硫酸コバルト（結晶）、アミノ酸であるDL-メチオニン並びに抗生物質であるチオペプチンの成分規格等が改正された。

なお、既指定のサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについては、「使用上の注意 この飼料添加物は、鶏又は牛に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。」という表示を付することとされた（別表第2の7）。

## 第2 改正に従う留意事項

### 1 新規指定飼料添加物について

#### (1) アボパルシン及びクエン酸モランテル

第1の2の（1）のア及びイの改正点に留意して飼料の成分規格並びに製造及び使用の方法の基準を遵守するよう指導されたい。

(2) 粘結剤、乳化剤及び着香料

第1の2の(1)のイ及び同2の(2)のアの改正点に留意して、飼料製造業者等に対し飼料等の表示の基準を遵守するよう指導されたい。

なお、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と略称表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示するよう指導されたい。

2 飼料添加物としての指定が取り消された物の取り扱いについて

マカルボマイシン、マンガンバシトラシン、硫酸フラジオマイシン及びカプリロヒドロキサム酸は、飼料添加物としての指定が取り消されたため、飼料に用いることができなくなったものである。

したがって、今後は指定が取り消されたこれらの物を含む飼料の製造、輸入、販売、使用等が行われないよう関係業者及び畜産農家を十分指導されたい。

3 サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムをそれぞれ含むことができる対象飼料の追加等について

(1) サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムは、牛を対象とする肥育期用飼料に添加することが新たに認められたが、サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムの牛用飼料への使用は生後おおむね6月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）用飼料に限定されたことから、これらが生後おおむね6月以内の牛用飼料及び生後おおむね6月を超えた牛（搾乳、繁殖又は使役の用に供することを目的として飼養するもの。）用飼料に添加されることのないよう関係業者及び畜産農家を十分指導されたい。

(2) サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムが牛に過剰に給与された場合は発育障害が起こるので、別表第1の1の(1)の表において定められた添加量（サリノマイシンナトリウムにあつては牛を対象とする肥育期用飼料1トン当たり20グラム（力価）、モネンシンナトリウムにあつては牛を対象とする肥育期用飼料1トン当たり30グラム（力価））が厳守されるとともに、均一に配合されることによってその安全性を十分確保する必要がある。

このため、サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛を対象とする肥育期用飼料を製造する飼料製造業者に対しては、別記の管理方法により当該飼料の管理を行わせることとしたので、飼料製造業者の指導に遺憾のないようにされたい。

また、飼料の安全性の確保の観点から、これら管理体制の確立されていない飼料製造業者に対して、サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムが販売されることのないよう飼料添加物製造業者、飼料添加物販売業者等を十分指導されたい。

(3) サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムは、特に馬に給与すると障害を起こしやすいので、サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛を対象とする肥育期用飼料を馬が摂取することのないよう関係業者及び畜産農家を十分指導されたい。

(4) 抗菌性添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質に関するガイドラインの制定について（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別紙2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受

けた事業場は、(2)の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。

- 4 チオペプチンの対象飼料が含むことのできる飼料添加物の量の変更について  
今後はチオペプチンについては、改正後の成分規格が厳守されるよう飼料製造業者等を十分指導されたい。

- 5 公定規格について

法第3条第1項の規定に基づく飼料の公定規格のうち、鶏用配合飼料の公定規格が改正されたことに伴い、法第4条の規定に基づき改正前の飼料の公定規格による検定を受けて合格した鶏用配合飼料及び改正後の飼料の公定規格により検定を受けて合格した鶏用配合飼料が、当分の間、同時に流通することとなるので、留意の上、関係者を指導されたい。

### 第3 施行期日等

- 1 今回の改正省令及び改正告示は、飼料添加物の指定の取消しに係る改正規定を除き、公布の日から施行することとされた。
- 2 カプリロヒドロキサム酸等の4品目の飼料添加物の指定の取消しに係る改正規定については、飼料及び飼料添加物の製造業者等並びに畜産農家への周知徹底等のための必要な期間を考慮して、昭和61年4月1日から施行することとされたので、この間に関係者に対する周知徹底を図るとともに、この間であっても当該飼料添加物及びこれらを含む飼料の製造、輸入、販売、使用等を差し控えるよう関係者に対して十分な指導をされたい。
- 3 チオペプチンの対象飼料が含むことができる量に変更されたが、チオペプチンに係る飼料一般の成分規格については、昭和61年3月31日まではなお従前の例によることとされたので、その間において関係者に対して周知徹底を図られたい。
- 4 新たに指定された飼料添加物（ペプチド鉄及び抗菌性物質を除く。）の製剤及びこれを含む飼料に係る表示並びに既指定飼料添加物であるサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムの製剤に係る表示については、昭和61年3月31日まではなお従前の例によることとされたので、留意されたい。
- 5 鶏用配合飼料の公定規格の改正規定は、公布の日から施行することとされたが、昭和60年11月14日までは改正前の飼料の公定規格による検定を受けることができることとされたので、飼料製造業者等に対し周知徹底を図られたい。

### 〔別記〕

サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用飼料の管理方法

- 1 飼料製造業者は、製造ロットごとに下記の迅速定量方法により牛用飼料中のサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを定量し、定量値が2に定める管理限界以内のものを販売等に供するものとする。  
なお、自ら下記による定量を行い得ない飼料製造業者は、信頼できる分析機関に依頼して、定量を行うものとする。
- 2 管理限界は牛用飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムの量の $100 \pm 25\%$ とする。
- 3 1の製造ロットは、1日に連続して製造された銘柄別の飼料のロットとし、製造ロットか

らの試料の採取は、昭和51年7月24日農林省告示第757号第2の1の(1)のアに準じて行うものとする。

- 4 飼料製造業者はサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用飼料の管理状況を記録し、これを保存しておくものとする。

## 記

### 牛用飼料中のサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムの迅速定量方法

#### 1 器具及び器材

- (1) 共せん付三角フラスコ
- (2) メスフラスコ
- (3) メスシリンダー
- (4) 試験管
- (5) ピペット
- (6) 恒温槽
- (7) マグネチックスターラー
- (8) 分光光度計
- (9) 化学天秤

#### 2 試薬及び標準品

- (1) 無水エチルアルコール：特級
- (2) p-ジメチルアミノベンズアルデヒド：特級
- (3) 硫酸：特級
- (4) 飼料分析用標準サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウム

#### 3 試薬の調製

##### (1) 標準液

###### ア 標準サリノマイシンナトリウム液

飼料分析用標準サリノマイシンナトリウム15mg（力価）を100mLのメスフラスコに正確にとり、無水エチルアルコールを加えて溶かし、100mLとして標準サリノマイシンナトリウム原液を調製する（この液1 mLはサリノマイシンナトリウム150 $\mu$ g（力価）を含有する）。

使用に際してこの原液の一定量を無水エチルアルコールで正確に50倍に希釈する（この液1 mLはサリノマイシンナトリウム3 $\mu$ g（力価）を含有する）。

###### イ 標準モネンシンナトリウム液

飼料分析用標準モネンシンナトリウム12mg（力価）を100mLのメスフラスコに正確にとり、無水エチルアルコールを加えて溶かし100mLとして標準モネンシンナトリウム原液を調製する（この液1 mLはモネンシンナトリウム120 $\mu$ g（力価）を含有する）。

使用に際してこの原液の一定量を無水エチルアルコールで正確に20倍に希釈する（この液1 mLはモネンシンナトリウム6 $\mu$ g（力価）を含有する）。標準原液は冷暗所に保存し、2週間以内に使用する。

(2) p-ジメチルアミノベンズアルデヒド液

p-ジメチルアミノベンズアルデヒド600mgを約50mLの無水エチルアルコールに溶かした後、硫酸1 mLを徐々に加え、更に無水エチルアルコールを加えて100mLとする（使用時に調製する）。

(3) 硫酸—無水エチルアルコール液

約30mLの無水エチルアルコールに硫酸1 mLを徐々に加え、更に無水エチルアルコールを加えて100mLとする（使用時に調製する）。

4 定量<sup>注1</sup>

サリノマイシンナトリウムの定量にあつては分析飼料10g<sup>注2</sup>を、モネンシンナトリウムの定量にあつては分析飼料10gを200mLの共せん付三角フラスコにとり、無水エチルアルコール100mLを加え、マグネチックスターラーで10分間かき混ぜてサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを抽出し、直ちにろ過して試料液とする。

試料液10mLずつを50mLの試験管A、B及びCにそれぞれ正確にとり、試験管A及びBにそれぞれ無水エチルアルコール5 mL、試験管Cに標準液5 mLを正確に加え、更に試験管Aに硫酸—無水エチルアルコール液5 mL、試験管B及Cにそれぞれp-ジメチルアミノベンズアルデヒド液5 mLを正確に加え<sup>注3</sup>混合した後70±1℃の恒温槽中で20分間加温して発色させる。放冷後、試験管A、B及びC液を無水エチルアルコールを対照液としてサリノマイシンナトリウムにあつては波長600nm付近、モネンシンナトリウムにあつては波長578nm付近でそれぞれ吸光度a、b及びcを測定するとともに、別に試料と同一の原料組成のサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウム無添加対照試料について上記と同様の操作を行い吸光度a'、b'及びc'を測定する<sup>注4</sup>。

次式により試料中のサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムの含量を算出する。

$$\text{試料中のサリノマイシンナトリウム含量} \quad (g \text{ (力価)} / t) = \left( \frac{b - a}{c - b} \right) \times 15 \left( \frac{b' - a'}{c' - b'} \right) \times 15$$

$$\text{試料中のモネンシンナトリウム含量} \quad (g \text{ (力価)} / t) = \left( \frac{b - a}{c - b} \right) \times 30 \left( \frac{b' - a'}{c' - b'} \right) \times 30$$

注1 定量操作中は直射日光を避け、また水が混入しないよう注意すること。

注2 サンプルングした試料の全量を粉碎混合して分析試料とする。

注3 硫酸—無水エチルアルコール液、p-ジメチルアミノベンズアルデヒド液は最後に加えることとし、加えた後の操作は速やかに行うこと。

注4 サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウム無添加対照試料のブランク値は、試料の組成が当該対照試料と異なる間は予め測定した値を用いることができる。